

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号）

別添 基準緩和自動車の認定要領の一部改正

国自技第133号

改正平成16年11月9日

改 正 後	現 行
<p>第1 適用</p> <p>道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）第55条の規定に基づき、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）が行う保安基準の緩和に係る自動車の認定は、本要領によるものとする。</p> <p>第2 用語</p> <p>(1) 「基準緩和」とは、保安基準第55条第1項の規定に基づき、保安基準の一部の規定を適用しないことをいう。</p> <p>(2) 「基準緩和の認定」とは、基準緩和を行おうとする自動車について、保安上及び公害防止上支障がないことを確認することをいう。</p> <p>(3) 「条件」とは、保安基準第55条第2項に規定する「条件」をいう。</p> <p>(4) 「制限」とは、保安基準第55条第2項に規定する「認定に係る自動車の運行のため必要な保安上若しくは公害防止上の制限」をいう。</p> <p>(5) 「継続緩和の認定」とは、保安基準第55条第2項の規定により基準緩和の認定に期限を付した自動車について、当該期限の経過後においても引き続き行う基準緩和の認定をいう。</p> <p>(6) 「営業所等」とは、営業所その他、同一使用者のもとで自動車の運行について他と区分して管理が行われる単位をいう。</p> <p>(7) 「連節バス」とは、連節部により結合された二つの堅ろうな車室で構成され、車体が屈折する特殊な構造を有し、前車室と後車室の連結及び切り離しが路上等作業設備のない場所で行えない構造の自動車であって、旅客が前後の車室間を自由に移動できる構造のものをいう。</p> <p>(8) 「高速自動車国道等」とは、高速自動車国道法第4条に規定する高速自動車国道又は道路法第48条の2に規定する自動車専用道路により構成される連続する路線であって、その一部区間又は全区間の最高速度の指定が80キロメートル毎時以上であるものをいう。</p> <p>(9) 「海上コンテナ用2軸トラクタの駆動軸重に関する試験及び判定」とは、別添「海上コンテナ用セミトレーラ連結車に係る取扱いについて」（平成15年5月9日付け国交第17号）別紙「国際海上コンテナ用2軸トラクタの駆動軸重に関する試験及び判定方法」に規定する試験方法及び判定基準をいう。</p>	<p>第1 適用</p> <p>道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）第55条の規定に基づき、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）が行う保安基準の緩和に係る自動車の認定は、本要領によるものとする。</p> <p>第2 用語</p> <p>(1) 「基準緩和」とは、保安基準第55条第1項の規定に基づき、保安基準の一部の規定を適用しないことをいう。</p> <p>(2) 「基準緩和の認定」とは、基準緩和を行おうとする自動車について、保安上及び公害防止上支障がないことを確認することをいう。</p> <p>(3) 「条件」とは、保安基準第55条第2項に規定する「条件」をいう。</p> <p>(4) 「制限」とは、保安基準第55条第2項に規定する「認定に係る自動車の運行のため必要な保安上若しくは公害防止上の制限」をいう。</p> <p>(5) 「継続緩和の認定」とは、保安基準第55条第2項の規定により基準緩和の認定に期限を付した自動車について、当該期限の経過後においても引き続き行う基準緩和の認定をいう。</p> <p>(6) 「営業所等」とは、営業所その他、同一使用者のもとで自動車の運行について他と区分して管理が行われる単位をいう。</p> <p>(7) 「連節バス」とは、連節部により結合された二つの堅ろうな車室で構成され、車体が屈折する特殊な構造を有し、前車室と後車室の連結及び切り離しが路上等作業設備のない場所で行えない構造の自動車であって、旅客が前後の車室間を自由に移動できる構造のものをいう。</p> <p>(8) 「高速自動車国道等」とは、高速自動車国道法第4条に規定する高速自動車国道又は道路法第48条の2に規定する自動車専用道路により構成される連続する路線であって、その一部区間又は全区間の最高速度の指定が80キロメートル毎時以上であるものをいう。</p> <p>(9) 「海上コンテナ用2軸トラクタの駆動軸重に関する試験及び判定」とは、別添「海上コンテナ用セミトレーラ連結車に係る取扱いについて」（平成15年5月9日付け国交第17号）別紙「国際海上コンテナ用2軸トラクタの駆動軸重に関する試験及び判定方法」に規定する試験方法及び判定基準をいう。</p>

第3 基準緩和の認定を申請することができる自動車

基準緩和の認定の申請は、次の各号のいずれかに該当する自動車について、使用者を特定して行うことができる。

- (1) 長大又は超重量で分割不可能な単体物品（以下、単に「単体物品」という。）を輸送することができる構造を有する自動車（けん引自動車を除く。）
- (2) 分割可能な貨物を保安基準第4条（車両総重量）に定める基準又は第4条及び第4条の2（軸重等）に定める基準を超えて積載しかつ輸送することができるバン型（オープントップ型を含む。）、タンク型（ミキサー車、紛粉体運搬車等を含む。）、幌枠型、コンテナ用、自動車の運搬用、あおり型（貨物の落下を防止するために十分な強度のあおり及び固縛装置を有するものに限る。）、スタンション型（貨物の落下を防止するために十分な強度のスタンション及び固縛装置を有するものに限る。この場合において、十分な強度のスタンション（前方への貨物の突出を防止するために荷台前部に備えるものを含む。）は、車体に固定されているものであること（以下、このスタンション型を「固定式スタンション型」という。）。ただし、側面に備えるスタンションは、分割可能な貨物の輸送時において装着することが確実にであると認められる場合にあっては、脱着できるものであってもよい（以下、このスタンション型を「脱着式スタンション型」という。）。）又は船底型（貨物の落下を防止するために十分な深さ、強度を有する貨物の支え台及び固縛装置を有するものに限る。）であって、当該輸送物品を確実に積載する構造を有するセミトレーラ
- (3) 第1号又は前号に掲げる自動車であって被けん引自動車であるものをけん引することができる構造を有するけん引自動車
- (4) 最大限に積載した国際海上コンテナ（ISO規格の長さ40フィートコンテナ及び長さ20フィートコンテナであって最大総重量が30.48トンであるもの（以下「40フィートコンテナ等」という。）、並びに長さ20フィートコンテナであって最大総重量が24.00トンであるもの（以下「20フィートコンテナ」という。）をいう。）を輸送することができる構造を有する被けん引自動車又は当該被けん引自動車をけん引することができる構造を有するけん引自動車（20フィートコンテナを輸送することができる構造を有しかつ車軸が2軸である被けん引自動車にあっては平成10年3月31日までに登録したもの、車軸が2軸であるけん引自動車（「海上コンテナ用2軸トラクタの駆動軸重に関する試験及び判定」による試験結果が判定基準に適合しているものを除く。）にあっては平成15年3月31日（最大限に積載した国際海上コンテナを輸送するための改造が必要なものにあっては平成10年9月30日）までに登録したものに限る。）
- (5) 最高速度が100キロメートル毎時以下である大型貨物自動車（貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のもの若しくはこれに該当する被けん引車をけん引するけん引自動車をいう。）であって高速自動車国道等を運行しないもの（平成15年8月31日までに製作されたものに限る。）
- (6) 離島（高速自動車国道等を有する島及び架橋等により高速自動車国道等との道路交通が確保されている島を除く。）に使用の本拠の位置を有する大型貨物自動車（平成15年8月31日までに製作されたものに限る。）
- (7) 起点及び終点以外の場所において乗降する乗客がきわめて少ない路線を定期に運行する旅客自動

第3 基準緩和の認定を申請することができる自動車

基準緩和の認定の申請は、次の各号のいずれかに該当する自動車について、使用者を特定して行うことができる。

- (1) 長大又は超重量で分割不可能な単体物品（以下、単に「単体物品」という。）を輸送することができる構造を有する自動車（けん引自動車を除く。）
- (2) 分割可能な貨物を保安基準第4条（車両総重量）に定める基準又は第4条及び第4条の2（軸重等）に定める基準を超えて積載しかつ輸送することができるバン型（オープントップ型を含む。）、タンク型（ミキサー車、紛粉体運搬車等を含む。）、幌枠型、コンテナ用、自動車の運搬用、あおり型（貨物の落下を防止するために十分な強度のあおり及び固縛装置を有するものに限る。）、スタンション型（貨物の落下を防止するために十分な強度のスタンション及び固縛装置を有するものに限る。この場合において、十分な強度のスタンション（前方への貨物の突出を防止するために荷台前部に備えるものを含む。）は、車体に固定されているものであること（以下、このスタンション型を「固定式スタンション型」という。）。ただし、側面に備えるスタンションは、分割可能な貨物の輸送時において装着することが確実にであると認められる場合にあっては、脱着できるものであってもよい（以下、このスタンション型を「脱着式スタンション型」という。）。）又は船底型（貨物の落下を防止するために十分な深さ、強度を有する貨物の支え台及び固縛装置を有するものに限る。）であって、当該輸送物品を確実に積載する構造を有するセミトレーラ
- (3) 第1号又は前号に掲げる自動車であって被けん引自動車であるものをけん引することができる構造を有するけん引自動車
- (4) 最大限に積載した国際海上コンテナ（ISO規格の長さ40フィートコンテナ及び長さ20フィートコンテナであって最大総重量が30.48トンであるもの（以下「40フィートコンテナ等」という。）、並びに長さ20フィートコンテナであって最大総重量が24.00トンであるもの（以下「20フィートコンテナ」という。）をいう。）を輸送することができる構造を有する被けん引自動車又は当該被けん引自動車をけん引することができる構造を有するけん引自動車（20フィートコンテナを輸送することができる構造を有しかつ車軸が2軸である被けん引自動車にあっては平成10年3月31日までに登録したもの、車軸が2軸であるけん引自動車（「海上コンテナ用2軸トラクタの駆動軸重に関する試験及び判定」による試験結果が判定基準に適合しているものを除く。）にあっては平成15年3月31日（最大限に積載した国際海上コンテナを輸送するための改造が必要なものにあっては平成10年9月30日）までに登録したものに限る。）
- (5) 最高速度が100キロメートル毎時以下である大型貨物自動車（貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のもの若しくはこれに該当する被けん引車をけん引するけん引自動車をいう。）であって高速自動車国道等を運行しないもの（平成15年8月31日までに製作されたものに限る。）
- (6) 離島（高速自動車国道等を有する島及び架橋等により高速自動車国道等との道路交通が確保されている島を除く。）に使用の本拠の位置を有する大型貨物自動車（平成15年8月31日までに製作されたものに限る。）
- (7) 起点及び終点以外の場所において乗降する乗客がきわめて少ない路線を定期に運行する旅客自動

車運送事業用自動車その他使用の態様が特殊である自動車

- (8) 路線を定めて定期的に運行する連節バスであって、長さが1.8メートル以下のもの
- (9) 路線を定めて定期的に運行する旅客自動車運送事業用自動車であって、長さが1.5メートル以下であり、かつ、後車軸（駆動輪を除く。）に操舵機構が備わっているもの
- (10) 特殊自動車、クレーン車又はクレーン用台車であって、その使用目的に応じた作業を行うための特殊な構造を有する自動車

(11) 防犯パトロールに関し警視總監又は道府県警察本部長が交付した有効な証明書
を有する自動車であって青色回転灯（その光源が点滅するものでなく回転式の構造のものに限る。）
を装着するもの

(12) 前各号に掲げるほか、構造又は使用の態様が特殊であることにより、基準の適用を除外せざるを得ないと認められる事由があると判断される自動車

注 第1号は、国際海上コンテナを輸送する被けん引自動車は含まない。

第4 申請者等

- 1 基準緩和の認定の申請は、基準緩和の認定を受けようとする自動車の使用者（法人にあっては、その代表者。以下同じ。）が行うものとする。
- 2 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、使用者に代わって基準緩和の認定の申請を行うことができる。この場合は、申請書に委任状を添付するものとする。
 - (1) 国、地方公共団体等の長から基準緩和の認定の申請を委任された者
 - (2) 法人の代表者から基準緩和の認定の申請を委任された当該法人の営業所等の長

第5 申請書及び添付資料

- 1 基準緩和の認定を申請しようとする者は、第1号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付し、正本及び副本各1通を当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。この場合において、申請書の提出は、電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）に基づく、国土交通省オンライン申請システムを利用して行うオンライン申請をいう。）により行うことができる。ただし、電子申請後に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料2通を地方運輸局長に提出するものとする。
- 2 前項に規定する申請において、当該申請日前1年以内に基準緩和の認定の取消処分を受けた自動車と同一の営業所等に属する自動車（当該取消処分を受けた自動車を含む。）について基準緩和の認定を申請しようとする場合は、前項に規定する申請書及び添付資料のほか、当該営業所等に属するすべての基準緩和自動車について、当該取消処分を受けた日から6か月後及び1年後のそれぞれ直近の1か月間の輸送実績を添付資料として提出するものとする。
- 3 第1項に規定する申請において、同一の申請者が複数の類似する自動車について同時に申請しようとする場合は、その旨を申請書に記載することができる。
- 4 基準緩和の認定を受けた者について、その氏名若しくは名称、住所、使用の本拠の位置（同一地方運輸局管内に限る。）又は地方運輸局長が指定する事項について変更があった場合は、認定を受けた

車運送事業用自動車その他使用の態様が特殊である自動車

- (8) 路線を定めて定期的に運行する連節バスであって、長さが1.8メートル以下のもの
- (9) 路線を定めて定期的に運行する旅客自動車運送事業用自動車であって、長さが1.5メートル以下であり、かつ、後車軸（駆動輪を除く。）に操舵機構が備わっているもの
- (10) 特殊自動車、クレーン車又はクレーン用台車であって、その使用目的に応じた作業を行うための特殊な構造を有する自動車

(11) 前各号に掲げるほか、構造又は使用の態様が特殊であることにより、基準の適用を除外せざるを得ないと認められる事由があると判断される自動車

注 第1号は、国際海上コンテナを輸送する被けん引自動車は含まない。

第4 申請者等

- 1 基準緩和の認定の申請は、基準緩和の認定を受けようとする自動車の使用者（法人にあっては、その代表者。以下同じ。）が行うものとする。
- 2 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、使用者に代わって基準緩和の認定の申請を行うことができる。この場合は、申請書に委任状を添付するものとする。
 - (1) 国、地方公共団体等の長から基準緩和の認定の申請を委任された者
 - (2) 法人の代表者から基準緩和の認定の申請を委任された当該法人の営業所等の長

第5 申請書及び添付資料

- 1 基準緩和の認定を申請しようとする者は、第1号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付し、正本及び副本各1通を当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。
- 2 前項に規定する申請において、当該申請日前1年以内に基準緩和の認定の取消処分を受けた自動車と同一の営業所等に属する自動車（当該取消処分を受けた自動車を含む。）について基準緩和の認定を申請しようとする場合は、前項に規定する申請書及び添付資料のほか、当該営業所等に属するすべての基準緩和自動車について、当該取消処分を受けた日から6か月後及び1年後のそれぞれ直近の1か月間の輸送実績を添付資料として提出するものとする。
- 3 第1項に規定する申請において、同一の申請者が複数の類似する自動車について同時に申請しようとする場合は、その旨を申請書に記載することができる。
- 4 基準緩和の認定を受けた者について、その氏名若しくは名称、住所、使用の本拠の位置（同一地方運輸局管内に限る。）又は地方運輸局長が指定する事項について変更があった場合は、認定を受けた

地方運輸局長に対し、当該変更内容についての資料を添えて、速やかに第2号様式の基準緩和認定変更申請書を提出するものとする。この場合において、変更申請書の提出は、電子申請により行うことができる。ただし、電子申請後に当該変更内容についての資料を地方運輸局長に提出するものとする。

- 5 地方運輸局長は、第1項及び第4項に規定する申請書及び添付資料について、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所（以下「運輸支局等」という。）の経由を定めることができる。

第6 審査

- 1 地方運輸局長は、基準緩和の認定を受けようとする自動車について、その構造若しくはその使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。
 - (1) 当該自動車の構造又は使用の態様の特殊性により基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項
 - (2) 当該自動車の運行が道路構造及び道路交通に与える支障
 - (3) 主な運行経路
 - (4) その他の必要事項
- 2 第3第1号に規定する自動車であって単体物品を輸送することに関し基準緩和の認定を受けようとするものにあつては、前項に規定する審査に当たつて、特に次の各号について審査するものとする。
 - (1) 輸送しようとする物品が分割不可能であり、かつ、必要最小限の寸法及び重量であることなど基準緩和の認定を行うことの妥当性
 - (2) 当該物品の輸送頻度及び輸送期間
 - (3) 搬出元及び搬入先を含めた当該物品の輸送経路
 - (4) 申請者が既に有している自動車では当該物品を輸送不可能であることなど新たに基準緩和の認定を受けなければならない必要性
 - (5) 申請者の保有する自動車の運行管理体制
- 3 前項に規定する審査は、必要に応じ、次に掲げる方法に従つて行うものとする。
 - (1) 当該物品の輸送依頼者（荷主）に対して聴取する。
 - (2) 工場等当該物品を製造し、又は保管する場所への立入調査により現物を確認する。
 - (3) 当該物品を製造し、又は保管する場所において撮影したことが明らかな当該物品の写真を確認する。
 - (4) 当該物品が国、地方公共団体等が行う公共事業に使用される場合は、当該物品に係る公共事業の工事概要、仕様書及び図面等を確認する。
 - (5) 当該物品が外国から輸入されたものである場合は、当該物品の通関証明書及び仕様書等を確認する。
 - (6) 申請に係る自動車が自家用自動車の場合は、当該物品が通常製造され、又は保管されている場所において撮影したことが明らかな当該物品の写真を確認する。

地方運輸局長に対し、当該変更内容についての資料を添えて、速やかに第2号様式の基準緩和認定変更申請書を提出するものとする。

- 5 地方運輸局長は、第1項及び第4項に規定する申請書及び添付資料について、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所（以下「運輸支局等」という。）の経由を定めることができる。

第6 審査

- 1 地方運輸局長は、基準緩和の認定を受けようとする自動車について、その構造若しくはその使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。
 - (1) 当該自動車の構造又は使用の態様の特殊性により基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項
 - (2) 当該自動車の運行が道路構造及び道路交通に与える支障
 - (3) 主な運行経路
 - (4) その他の必要事項
- 2 第3第1号に規定する自動車であって単体物品を輸送することに関し基準緩和の認定を受けようとするものにあつては、前項に規定する審査に当たつて、特に次の各号について審査するものとする。
 - (1) 輸送しようとする物品が分割不可能であり、かつ、必要最小限の寸法及び重量であることなど基準緩和の認定を行うことの妥当性
 - (2) 当該物品の輸送頻度及び輸送期間
 - (3) 搬出元及び搬入先を含めた当該物品の輸送経路
 - (4) 申請者が既に有している自動車では当該物品を輸送不可能であることなど新たに基準緩和の認定を受けなければならない必要性
 - (5) 申請者の保有する自動車の運行管理体制
- 3 前項に規定する審査は、必要に応じ、次に掲げる方法に従つて行うものとする。
 - (1) 当該物品の輸送依頼者（荷主）に対して聴取する。
 - (2) 工場等当該物品を製造し、又は保管する場所への立入調査により現物を確認する。
 - (3) 当該物品を製造し、又は保管する場所において撮影したことが明らかな当該物品の写真を確認する。
 - (4) 当該物品が国、地方公共団体等が行う公共事業に使用される場合は、当該物品に係る公共事業の工事概要、仕様書及び図面等を確認する。
 - (5) 当該物品が外国から輸入されたものである場合は、当該物品の通関証明書及び仕様書等を確認する。
 - (6) 申請に係る自動車が自家用自動車の場合は、当該物品が通常製造され、又は保管されている場所において撮影したことが明らかな当該物品の写真を確認する。

- 4 地方運輸局長は、第3第1号に規定する自動車（セミトレーラに限る。）について前3項の規定による審査を行った場合は、輸送しようとする物品の重量に応じ、車両の構造・装置の限界を超えない範囲で分割不可能な単体物品を輸送する場合における最大積載量（以下「単体物品基準緩和最大積載量」という。）を定めるとともに、単体物品基準緩和最大積載量と車両重量の合計として単体物品基準緩和車両総重量を定めるものとする。この場合において、第3第1号に規定する自動車（セミトレーラに限る。）であって緩和項目が保安基準第4条（車両総重量）の規定又は同第4条及び第4条の2（軸重等）の規定に限られるもの（以下「重量緩和セミトレーラ」という。）について、保安基準第4条に定める車両総重量及び第4条の2に定める軸重等の基準を超えない範囲で分割可能な貨物を輸送する場合の車両総重量（以下「基準車両総重量」という。）を定めるとともに、保安基準第53条の規定に基づき分割可能な貨物を輸送する場合の最大積載量（以下「基準最大積載量」という。）を定めるものとする。
- 5 車両総重量が50トン以上の被けん引自動車その他道路構造又は道路交通に著しい支障を与える可能性があると判断される自動車にあっては、第1項及び第2項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取するものとする。
- 6 第3第8号に規定する自動車にあっては、第1項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取するものとする。

第7 条件、制限及び期限の付与

- 1 地方運輸局長は、基準緩和の認定を行う場合は、別表第2の基準緩和項目に応じて、それぞれ同表に掲げる条件又は制限のうち必要と認めるものを付すものとする。この場合において、次に掲げる自動車にあっては、それぞれ当該各号に掲げる条件又は制限を付すものとする。ただし、必要と認める場合は、基準緩和項目に応じて、同表に掲げる条件又は制限以外の条件又は制限を付すことができる。
 - (1) 重量緩和セミトレーラ 同表中「車両総重量（004）」については、3及び7を、「軸重（005）」については3及び5を、「隣接軸重（056）」については4を、「輪荷重（006）」については4
 - (2) 第11に基づき基準緩和の認定を受ける分割可能な貨物を輸送するセミトレーラ（脱着式スタンション型のものを除く。） 同表中「車両総重量（004）」については、9から16までのうち該当するもの
 - (3) 第11に基づき基準緩和の認定を受ける分割可能な貨物を輸送する脱着式スタンション型のセミトレーラ 同表中「車両総重量（004）」については、17から21までのうちのいずれかに該当するもの（該当する本数が無い場合は適当な本数に置き換えて適用する。）
- 2 地方運輸局長は、第6第2項の自動車について、保安基準第4条（車両総重量）及び第4条の2（軸重等）の規定に係る基準緩和の認定を行う場合には、次の各号により期限を付すものとする。ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。
 - (1) 新規検査又は構造等変更検査を受ける必要のある自動車にあっては、それぞれの検査における自動車検査証の有効期間の満了日から起算して1年を経過した日
 - (2) 前号に掲げる自動車以外の自動車にあっては、自動車検査証の有効期間の満了日（自動車検査証

- 4 地方運輸局長は、第3第1号に規定する自動車（セミトレーラに限る。）について前3項の規定による審査を行った場合は、輸送しようとする物品の重量に応じ、車両の構造・装置の限界を超えない範囲で分割不可能な単体物品を輸送する場合における最大積載量（以下「単体物品基準緩和最大積載量」という。）を定めるとともに、単体物品基準緩和最大積載量と車両重量の合計として単体物品基準緩和車両総重量を定めるものとする。この場合において、第3第1号に規定する自動車（セミトレーラに限る。）であって緩和項目が保安基準第4条（車両総重量）の規定又は同第4条及び第4条の2（軸重等）の規定に限られるもの（以下「重量緩和セミトレーラ」という。）について、保安基準第4条に定める車両総重量及び第4条の2に定める軸重等の基準を超えない範囲で分割可能な貨物を輸送する場合の車両総重量（以下「基準車両総重量」という。）を定めるとともに、保安基準第53条の規定に基づき分割可能な貨物を輸送する場合の最大積載量（以下「基準最大積載量」という。）を定めるものとする。
- 5 車両総重量が50トン以上の被けん引自動車その他道路構造又は道路交通に著しい支障を与える可能性があると判断される自動車にあっては、第1項及び第2項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取するものとする。
- 6 第3第8号に規定する自動車にあっては、第1項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取するものとする。

第7 条件、制限及び期限の付与

- 1 地方運輸局長は、基準緩和の認定を行う場合は、別表第2の基準緩和項目に応じて、それぞれ同表に掲げる条件又は制限のうち必要と認めるものを付すものとする。この場合において、次に掲げる自動車にあっては、それぞれ当該各号に掲げる条件又は制限を付すものとする。ただし、必要と認める場合は、基準緩和項目に応じて、同表に掲げる条件又は制限以外の条件又は制限を付すことができる。
 - (1) 重量緩和セミトレーラ 同表中「車両総重量（004）」については、3及び7を、「軸重（005）」については3及び5を、「隣接軸重（056）」については4を、「輪荷重（006）」については4
 - (2) 第11に基づき基準緩和の認定を受ける分割可能な貨物を輸送するセミトレーラ（脱着式スタンション型のものを除く。） 同表中「車両総重量（004）」については、9から16までのうち該当するもの
 - (3) 第11に基づき基準緩和の認定を受ける分割可能な貨物を輸送する脱着式スタンション型のセミトレーラ 同表中「車両総重量（004）」については、17から21までのうちのいずれかに該当するもの（該当する本数が無い場合は適当な本数に置き換えて適用する）
- 2 地方運輸局長は、第6第2項の自動車及び第1第1項のセミトレーラについて、保安基準第4条（車両総重量）及び第4条の2（軸重等）の規定に係る基準緩和の認定を行う場合には、次の各号により期限を付すものとする。ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。
 - (1) 新規検査又は構造等変更検査を受ける必要のある自動車にあっては、それぞれの検査における自動車検査証の有効期間の満了日から起算して1年を経過した日
 - (2) 前号に掲げる自動車以外の自動車にあっては、自動車検査証の有効期間の満了日（自動車検査証

の有効期間が満了している場合は、継続検査において交付される自動車検査証の有効期間の満了日
) から起算して1年を経過した日

第8 基準緩和の認定等

- 1 地方運輸局長は、第6、第11又は第12の規定に基づいて審査した結果、基準緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合は、第7に基づく条件、制限及び期限を付したうえで、基準緩和の認定を行い、第3号様式による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。
- 2 基準緩和の認定に当たって基準緩和項目の一部又は全部の諸元及び制限事項を表示するよう制限を付された自動車にあっては、自動車の後面（基準緩和項目が速度抑制装置である制限事項にあっては自動車の前面及び後面）に道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第54条の規定による標識（制限を受けた自動車の標識）に近接した見やすい箇所に、横35ミリメートル、縦60ミリメートル以上の大きさの文字を用いて、別表第3により表示するものとする。
この場合において、複数の項目を表示しようとするときは、別表第3に掲げる順によるものとする。また、貨物自動車にあっては、最大積載量を他の基準緩和項目の諸元を表示する文字と同じ大きさの文字を用いて表示するものとする。
- 3 地方運輸局長は、第1項の規定により基準緩和認定書を申請者に交付したときは、直ちに当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に対し、関係資料を添付のうえ、基準緩和の認定を行った旨を連絡するものとする。
- 4 地方運輸局長は、第6、第11又は第12の規定に基づいて審査した結果、保安上若しくは公害防止上支障があると認める場合又は申請に示された使用の態様以外の態様に使用されるおそれ若しくは基準緩和の認定に付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があると認める場合は、基準緩和の認定をしないものとする。この場合において、地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に通知するものとする。

第9 継続緩和の認定

- 1 第8第1項の規定により基準緩和の認定を受けた者は、第7第2項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けて使用しようとする場合は、期限の2か月前までに継続緩和の認定の申請を行うものとする。
- 2 継続緩和の認定を申請しようとする者は、第5第1項及び第2項の規定にかかわらず、第4号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付し、正本及び副本各1通を当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。
この場合において、申請書の提出は、電子申請により行うことができる。ただし、電子申請後に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料2通を地方運輸局長に提出するものとする。
- 3 地方運輸局長は、継続緩和の認定を受けようとする自動車について、第6第2項の自動車にあっては、第6（第2項を除く。）の規定によるほか、前回の基準緩和の認定から変更のあった事由、その

の有効期間が満了している場合は、継続検査において交付される自動車検査証の有効期間の満了日
) から起算して1年を経過した日

第8 基準緩和の認定等

- 1 地方運輸局長は、第6、第11又は第12の規定に基づいて審査した結果、基準緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合は、第7に基づく条件、制限及び期限を付したうえで、基準緩和の認定を行い、第3号様式による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。
- 2 基準緩和の認定に当たって基準緩和項目の一部又は全部の諸元及び制限事項を表示するよう制限を付された自動車にあっては、自動車の後面（基準緩和項目が速度抑制装置である制限事項にあっては自動車の前面及び後面）に道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第54条の規定による標識（制限を受けた自動車の標識）に近接した見やすい箇所に、横35ミリメートル、縦60ミリメートル以上の大きさの文字を用いて、別表第3により表示するものとする。
この場合において、複数の項目を表示しようとするときは、別表第3に掲げる順によるものとする。また、貨物自動車にあっては、最大積載量を他の基準緩和項目の諸元を表示する文字と同じ大きさの文字を用いて表示するものとする。
- 3 地方運輸局長は、第1項の規定により基準緩和認定書を申請者に交付したときは、直ちに当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に対し、関係資料を添付のうえ、基準緩和の認定を行った旨を連絡するものとする。
- 4 地方運輸局長は、第6、第11又は第12の規定に基づいて審査した結果、保安上若しくは公害防止上支障があると認める場合又は申請に示された使用の態様以外の態様に使用されるおそれ若しくは基準緩和の認定に付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があると認める場合は、基準緩和の認定をしないものとする。この場合において、地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に通知するものとする。

第9 継続緩和の認定

- 1 第8第1項の規定により基準緩和の認定を受けた者は、第7第2項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けて使用しようとする場合は、期限の2か月前までに継続緩和の認定の申請を行うものとする。
- 2 継続緩和の認定を申請しようとする者は、第5第1項及び第2項の規定にかかわらず、第4号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付し、正本及び副本各1通を当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。
- 3 地方運輸局長は、継続緩和の認定を受けようとする自動車について、第6第2項の自動車にあっては、第6（第2項を除く。）の規定によるほか、及び第11第1項の自動車にあっては、第11の規定によるほか、前回の基準緩和の認定から変更のあった事由、その構造若しくはその使用の態様が特

構造若しくはその使用の様態が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の様態以外の様態により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

この場合において、第6第3項の規定の適用に当たって、「前項」とあるのは「第9第3項第1号」と読み替えるものとする。

- (1) 少なくとも申請直前6か月間における物品の輸送が次の資料により適切に実施されていると認められること
事業用自動車にあっては、乗務等の記録、運行記録計による記録等
自家用自動車にあっては、運行記録計による記録、輸送物品の保有状況等
- (2) 次の事項について、今後の物品輸送計画が適切なものであること
輸送しようとする物品が分割不可能であり、かつ、必要最小限の寸法及び重量であることなど
基準緩和の認定を行うことの妥当性
当該物品の輸送頻度及び輸送期間
搬出元及び搬入先を含めた当該物品の輸送経路
申請者が保有する他の自動車では当該物品を輸送不可能であることなど当該自動車を使用しなければならない必要性
今回の申請に係る物品輸送計画の前回のそれとの相違
- (3) 継続緩和の認定を受けようとする自動車に係る申請直前の2か年間における物品の輸送について、都道府県公安委員会からの貨物の積載に係る違反通知がないこと及び道路管理者からの特殊車両通行許可違反通知がないこと
- 4 地方運輸局長は、前項の審査の結果、継続緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合は、第8第1項の規定にかかわらず、第7第1項に基づく条件及び制限並びに基準緩和の認定に付された期限の日（自動車検査証の有効期間満了日を経過している自動車については、継続検査申請予定日）から起算して2年を経過した日までを最長として、継続緩和の認定を受けた後、最初の自動車検査証の有効期間の満了日から起算して1年を経過した日までの期限を付したうえで、継続緩和の認定を行い、第5号様式による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。第8第2項から第4項までは、継続緩和の認定に適用する。この場合において、第8第3項の適用に当たって、「第1項の規定により基準緩和の認定書」とあるのは「基準緩和の認定書」と、第8第4項の規定の適用に当たって、「第6、第11又は第12」とあるのは「前項」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 5 地方運輸局長は、前項の規定により、基準緩和認定書を申請者に交付する際、申請者に対し、当該基準緩和自動車の自動車検査証備考欄に記載されている基準緩和の認定に付された期限について、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等において、速やかに当該期限を変更する手続を行わなければならない旨、指示するものとする。

殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の様態以外の様態により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号（第11第1項の自動車にあっては、第2号を除く。）について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

この場合において、第6第3項の規定の適用に当たって、「前項」とあるのは「第9第3項第1号」と読み替えるものとする。

- (1) 少なくとも申請直前6か月間における物品の輸送が次の資料により適切に実施されていると認められること
事業用自動車にあっては、乗務等の記録、運行記録計による記録等
自家用自動車にあっては、運行記録計による記録、輸送物品の保有状況等
- (2) 次の事項について、今後の物品輸送計画が適切なものであること
輸送しようとする物品が分割不可能であり、かつ、必要最小限の寸法及び重量であることなど
基準緩和の認定を行うことの妥当性
当該物品の輸送頻度及び輸送期間
搬出元及び搬入先を含めた当該物品の輸送経路
申請者が保有する他の自動車では当該物品を輸送不可能であることなど当該自動車を使用しなければならない必要性
今回の申請に係る物品輸送計画の前回のそれとの相違
- (3) 継続緩和の認定を受けようとする自動車に係る申請直前の2か年間における物品の輸送について、都道府県公安委員会からの貨物の積載に係る違反通知がないこと及び道路管理者からの特殊車両通行許可違反通知がないこと
- 4 地方運輸局長は、前項の審査の結果、継続緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合は、第8第1項の規定にかかわらず、第7第1項に基づく条件及び制限並びに基準緩和の認定に付された期限の日（自動車検査証の有効期間満了日を経過している自動車については、継続検査申請予定日）から起算して2年を経過した日までを最長として、継続緩和の認定を受けた後、最初の自動車検査証の有効期間の満了日から起算して1年を経過した日までの期限を付したうえで、継続緩和の認定を行い、第5号様式による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。第8第2項から第4項までは、継続緩和の認定に適用する。この場合において、第8第3項の適用に当たって、「第1項の規定により基準緩和の認定書」とあるのは「基準緩和の認定書」と、第8第4項の規定の適用に当たって、「第6、第11又は第12」とあるのは「前項」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 5 地方運輸局長は、前項の規定により、基準緩和認定書を申請者に交付する際、申請者に対し、当該基準緩和自動車の自動車検査証備考欄に記載されている基準緩和の認定に付された期限について、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等において、速やかに当該期限を変更する手続を行わなければならない旨、指示するものとする。

1 第3に規定する自動車のうち次に掲げるものについては、第3の規定にかかわらず、使用者を特定しないで基準緩和の認定を行うことができるものとする。

- (1) 基準緩和の認定の際に条件又は制限が付されている被けん引自動車をけん引するためにあらかじめ必要な条件又は制限を付したけん引自動車（車両総重量50トン以上の被けん引自動車をけん引するもの及び第3第4号に規定する自動車（「海上コンテナ用2軸トラクタの駆動軸重に関する試験及び判定」による試験結果が判定基準に適合しているものを除く。）を除く。）
- (2) その構造又は使用の態様が特殊であることにより、使用者を特定しなくてもあらかじめ必要な条件又は制限を付した場合には保安上及び公害防止上支障がないと認められる自動車として次に掲げるもの

「自動車型式認証実施要領について」（平成10年11月12日自審第1252号）別添「自動車型式認証実施要領」中「第3 新型自動車等取扱要領」（以下「新型自動車等取扱要領」という。）に基づく新型自動車であって、次に掲げるもの

- イ クレーン車
- ロ クレーン用台車
- ハ 大型特殊自動車（ポルトレーラを除く。）
- ニ 小型特殊自動車

道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第62条の3の規定に基づき型式認定を受ける小型特殊自動車

- 2 前項の規定に基づく申請は、第4第1項の規定にかかわらず、自動車の製作者又は製作者と販売契約を締結した者が行うことができる。
- 3 前2項の規定に基づく基準緩和の認定について、第8第3項及び第4項の規定の適用に当たって、「当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長」とあるのは「管内の運輸支局等の長」と読み替えるものとする。
- 4 地方運輸局長は、第1項第2号に規定する自動車（次の各号のいずれかに該当する自動車を除く。）について、第1項の規定に基づき基準緩和の認定を行う場合は、第7第1項の規定にかかわらず、別表第4の基準緩和項目に応じてそれぞれ同表に掲げる必要な制限を付すものとする。
 - (1) 使用する場所が港湾等に限定される自動車
 - (2) 自動車の幅が3.2メートルを超える自動車
 - (3) 車両総重量が50トンを超える自動車
- 5 地方運輸局長は、第1項第1号（新型自動車等取扱要領に基づく新型自動車に限る。）及び前項に規定する自動車について、第1項の規定に基づき基準緩和の認定を行い、第3号様式による基準緩和認定書を申請者に交付したときは、他の地方運輸局長に対し、基準緩和の認定を行った旨を連絡するものとする。
- 6 地方運輸局長は、第1項第1号（新型自動車等取扱要領に基づく新型自動車に限る。）及び第4項に規定する自動車であって、第1項の規定に基づき他の地方運輸局長の基準緩和の認定を受けたものについて、第14第2項の規定に基づき取消しを受けた場合を除き、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長による基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。

1 第3に規定する自動車のうち次に掲げるものについては、第3の規定にかかわらず、使用者を特定しないで基準緩和の認定を行うことができるものとする。

- (1) 基準緩和の認定の際に条件又は制限が付されている被けん引自動車をけん引するためにあらかじめ必要な条件又は制限を付したけん引自動車（車両総重量50トン以上の被けん引自動車をけん引するもの及び第3第4号に規定する自動車（「海上コンテナ用2軸トラクタの駆動軸重に関する試験及び判定」による試験結果が判定基準に適合しているものを除く。）を除く。）
- (2) その構造又は使用の態様が特殊であることにより、使用者を特定しなくてもあらかじめ必要な条件又は制限を付した場合には保安上及び公害防止上支障がないと認められる自動車として次に掲げるもの

「自動車型式認証実施要領について」（平成10年11月12日自審第1252号）別添「自動車型式認証実施要領」中「第3 新型自動車等取扱要領」（以下「新型自動車等取扱要領」という。）に基づく新型自動車であって、次に掲げるもの

- イ クレーン車
- ロ クレーン用台車
- ハ 大型特殊自動車（ポルトレーラを除く。）
- ニ 小型特殊自動車

道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第62条の3の規定に基づき型式認定を受ける小型特殊自動車

- 2 前項の規定に基づく申請は、第4第1項の規定にかかわらず、自動車の製作者又は製作者と販売契約を締結した者が行うことができる。
- 3 前2項の規定に基づく基準緩和の認定について、第8第3項及び第4項の規定の適用に当たって、「当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長」とあるのは「管内の運輸支局等の長」と読み替えるものとする。
- 4 地方運輸局長は、第1項第2号に規定する自動車（次の各号のいずれかに該当する自動車を除く。）について、第1項の規定に基づき基準緩和の認定を行う場合は、第7第1項の規定にかかわらず、別表第4の基準緩和項目に応じてそれぞれ同表に掲げる必要な制限を付すものとする。
 - (1) 使用する場所が港湾等に限定される自動車
 - (2) 自動車の幅が3.2メートルを超える自動車
 - (3) 車両総重量が50トンを超える自動車
- 5 地方運輸局長は、第1項第1号（新型自動車等取扱要領に基づく新型自動車に限る。）及び前項に規定する自動車について、第1項の規定に基づき基準緩和の認定を行い、第3号様式による基準緩和認定書を申請者に交付したときは、他の地方運輸局長に対し、基準緩和の認定を行った旨を連絡するものとする。
- 6 地方運輸局長は、第1項第1号（新型自動車等取扱要領に基づく新型自動車に限る。）及び第4項に規定する自動車であって、第1項の規定に基づき他の地方運輸局長の基準緩和の認定を受けたものについて、第14第2項の規定に基づき取消しを受けた場合を除き、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長による基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。

第11 分割可能な貨物を輸送するセミトレーラの審査の特例

1 地方運輸局長は、第3第2号に規定するセミトレーラであって、分割可能な貨物を輸送することに関し基準緩和（保安基準第4条（車両総重量）又は第4条及び第4条の2（軸重等）の規定に係る基準緩和。）の認定を受けようとするものについて、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の様態が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の様態以外の様態により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

- (1) 基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項
- (2) 輸送しようとする物品の重量
- (3) 当該セミトレーラの運行が道路構造に与える支障
- (4) 主な運行経路
- (5) 申請者の保有する自動車の運行管理体制
- (6) その他の必要事項

2 前項に関し、あおり型のセミトレーラ、スタンション型のセミトレーラ及び船底型のセミトレーラにあっては、申請者から図面及び構造等に関する検討書の提出を受け、第3第2号に規定するセミトレーラに該当するものであるかどうかを審査するものとし、同号の「十分な強度」又は「十分な深さ」については、申請者が申請する積載の状態に応じ、積載した貨物に加わる負荷倍数を横方向0.5（船底型にあっては、V字の傾斜約27度に相当）、前方向0.6及び後方向0.35として審査を行うものとする。この場合において、脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、スタンションの本数を確定するものとする。

3 地方運輸局長は、前二項の規定による審査を行った場合は、輸送しようとする物品の重量に応じ、車両の構造・装置の限界及び車両総重量36トンを超えない範囲で最大積載量（以下「分割可能貨物基準緩和最大積載量」という。）を定めるとともに、分割可能貨物基準緩和最大積載量と車両重量（脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、前項で確定したスタンションの重量を含む。）の合計として分割可能貨物基準緩和車両総重量を定めるものとする。

4 地方運輸局長は、特殊車両通行許可が受けられないこと等の通行上の問題が発生する可能性があるとして判断されるセミトレーラにあっては、第1項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取することができる。

5 基準緩和の認定を受けた分割可能な貨物を輸送する自動車について国際海上コンテナを輸送することに関し、第12の審査を経て新たに基準緩和の認定を受ける場合、従前の基準緩和の認定は失効する。

第12 国際海上コンテナを輸送する自動車の審査及び表示の特例

1 地方運輸局長は、第3第4号に規定する自動車について、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の様態が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の様態以外の様態により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

- (1) 最大限に積載した国際海上コンテナを輸送することにより基準の適用を除外するものとして指定

第11 分割可能な貨物を輸送するセミトレーラの審査の特例

1 地方運輸局長は、第3第2号に規定するセミトレーラであって、分割可能な貨物を輸送することに関し基準緩和（保安基準第4条（車両総重量）又は第4条及び第4条の2（軸重等）の規定に係る基準緩和。）の認定を受けようとするものについて、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の様態が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の様態以外の様態により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

- (1) 基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項
- (2) 輸送しようとする物品の重量
- (3) 当該セミトレーラの運行が道路構造に与える支障
- (4) 主な運行経路
- (5) 申請者の保有する自動車の運行管理体制
- (6) その他の必要事項

2 前項に関し、あおり型のセミトレーラ、スタンション型のセミトレーラ及び船底型のセミトレーラにあっては、申請者から図面及び構造等に関する検討書の提出を受け、第3第2号に規定するセミトレーラに該当するものであるかどうかを審査するものとし、同号の「十分な強度」又は「十分な深さ」については、申請者が申請する積載の状態に応じ、積載した貨物に加わる負荷倍数を横方向0.5（船底型にあっては、V字の傾斜約27度に相当）、前方向0.6及び後方向0.35として審査を行うものとする。この場合において、脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、スタンションの本数を確定するものとする。

3 地方運輸局長は、前項の規定による審査を行った場合は、輸送しようとする物品の重量に応じ、車両の構造・装置の限界及び車両総重量36トンを超えない範囲で最大積載量（以下「分割可能貨物基準緩和最大積載量」という。）を定めるとともに、分割可能貨物基準緩和最大積載量と車両重量（脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、前項で確定したスタンションの重量を含む。）の合計として分割可能貨物基準緩和車両総重量を定めるものとする。

4 地方運輸局長は、特殊車両通行許可が受けられないこと等の通行上の問題が発生する可能性があるとして判断されるセミトレーラにあっては、第1項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取することができる。

第12 国際海上コンテナを輸送する自動車の審査及び表示の特例

1 地方運輸局長は、第3第4号に規定する自動車について、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の様態が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の様態以外の様態により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

- (1) 最大限に積載した国際海上コンテナを輸送することにより基準の適用を除外するものとして指定

すべき保安基準の条項

- (2) 当該自動車の運行が道路構造に与える支障
- (3) 基準内の状態では輸送できない国際海上コンテナの有無
- (4) 搬出元及び搬入先を含めた当該物品の輸送経路
- (5) 申請者の保有する自動車の運行管理体制
- (6) けん引自動車にあっては、最大限に積載した40フィートコンテナ等を輸送する場合に後軸重が11.5トンを超えない構造（車軸が2軸であって、最大限に積載した国際海上コンテナを輸送するための改造が必要なものを除く。）
- (7) その他の必要事項

2 基準緩和の認定を受けた国際海上コンテナを輸送する自動車について分割可能な貨物を輸送することに関し、第11の審査を経て新たに基準緩和の認定を受ける場合、従前の基準緩和の認定は失効する。

3 第3第4号に規定する自動車について、車両総重量及び最大積載量に係る諸元を、第8第2項に規定される表示の例にかかわらず、次の例により表示するものとする。

基準緩和項目 表示の例

車両総重量 「重量27.80トン(35.40トン)
最大積載量 「最大積載量24.00トン(30.48トン)」

第13 重量緩和セミトレーラの特例

- 1 基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラであって、本項施行後初めて、第5第4項に規定する基準緩和認定変更申請書を提出しようとする者及び第9第1項に規定する継続緩和の申請を行おうとする者は、第5第4項又は第9第2項の規定により定める添付資料の他に主要諸元比較表、車両外観図及び計算書を提出するものとする。
- 2 地方運輸局長は、基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラであって期限を付されていないもの（以下「期限なし重量緩和セミトレーラ」という。）について、本項施行日以降の初回の継続検査の際、第6第4項後段の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めるものとする。
- 3 前項の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めた場合は、条件及び制限について、別表第2表中車両総重量(004)については2の制限を3に、6の条件を7に、軸重(005)については4の条件を5に、隣接軸重(056)については3の条件を4に、輪荷重(006)については3の条件を4にそれぞれ読み替えるものとする。この場合において、基準緩和認定書の交付は行わないものとする。
- 4 第2項の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めた重量緩和セミトレーラについては、車両総重量及び最大積載量の表示について第8第2項の規定を準用する。
- 5 基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラについて第9第1項の規定による継続緩和の認定の申請以前に第6第4項後段の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めるよう求めようとする者及び期限なし重量緩和セミトレーラについて本項施行日以降の初回の継続検査の前日以前に第

すべき保安基準の条項

- (2) 当該自動車の運行が道路構造に与える支障
- (3) 基準内の状態では輸送できない国際海上コンテナの有無
- (4) 搬出元及び搬入先を含めた当該物品の輸送経路
- (5) 申請者の保有する自動車の運行管理体制
- (6) けん引自動車にあっては、最大限に積載した40フィートコンテナ等を輸送する場合に後軸重が11.5トンを超えない構造（車軸が2軸であって、最大限に積載した国際海上コンテナを輸送するための改造が必要なものを除く。）
- (7) その他の必要事項

2 第3第4号に規定する自動車について、車両総重量及び最大積載量に係る諸元を、第8第2項に規定される表示の例にかかわらず、次の例により表示するものとする。

基準緩和項目 表示の例

車両総重量 「重量27.80トン(35.40トン)
最大積載量 「最大積載量24.00トン(30.5トン)」

第13 重量緩和セミトレーラの特例

- 1 基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラであって、本項施行後初めて、第5第4項に規定する基準緩和認定変更申請書を提出しようとする者及び第9第1項に規定する継続緩和の申請を行おうとする者は、第5第4項又は第9第2項の規定により定める添付資料の他に主要諸元比較表、車両外観図及び計算書を提出するものとする。
- 2 地方運輸局長は、基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラであって期限を付されていないもの（以下「期限なし重量緩和セミトレーラ」という。）について、本項施行日以降の初回の継続検査の際、第6第4項後段の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めるものとする。
- 3 前項の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めた場合は、条件及び制限について、別表第2表中車両総重量(004)については2の制限を3に、6の条件を7に、軸重(005)については4の条件を5に、隣接軸重(056)については3の条件を4に、輪荷重(006)については3の条件を4にそれぞれ読み替えるものとする。この場合において、基準緩和認定書の交付は行わないものとする。
- 4 第2項の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めた重量緩和セミトレーラについては、車両総重量及び最大積載量の表示について第8第2項の規定を準用する。
- 5 基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラについて第9第1項の規定による継続緩和の認定の申請以前に第6第4項後段の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めるよう求めようとする者及び期限なし重量緩和セミトレーラについて本項施行日以降の初回の継続検査の前日以前に第

6 第4項後段の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めるよう求めようとする者は、認定を受けた地方運輸局長に対し、第2号様式の基準緩和認定変更申請書を提出することができる。この場合において、第2号様式中変更事項及び変更事由については、「分割可能な貨物の輸送」を記載するものとする。また、第4、第5第3項及び第5項、第6第4項後段、第7第1項並びに第8第1項、第2項及び第3項の規定は、本項の申請について準用する。

- 6 基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラについて分割可能な貨物を輸送することに関し第11の審査を経て新たに基準緩和の認定を受ける場合、従前の基準緩和の認定は失効する。
- 7 前項の場合において、第9に準じた審査等を経て、単体物品を輸送することに関しても、併せて基準緩和の認定を受けることができる。この場合において、第6第4項の規定にかかわらず、基準車両総重量及び基準最大積載量は定められないものとする。

第14 行政処分等

- 1 地方運輸局長は、基準緩和の認定を受けた自動車が道路運送車両法に照らして適切な運行が行われていないと認められた場合、付された条件若しくは制限に違反して運行した場合又は基準緩和の認定の申請に当たって虚偽の申請を行った場合は、別途定めるところにより、その違反事項等に応じて文書勧告、文書警告又は基準緩和の認定の取消処分を行うものとする。
- 2 前項の規定は、第10第6項の規定により基準緩和の認定を受けたものとして取り扱う自動車について、準用するものとする。
- 3 基準緩和の認定を受けた自動車が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該自動車に係る基準緩和の認定は失効するものとする。
 - (1) 当該自動車の登録がまっ消された場合
 - (2) 当該自動車の使用の本拠の位置が基準緩和の認定を行った地方運輸局の管轄外となった場合
 - (3) 第8第1項又は第9第4項の規定により付された基準緩和の認定の期限を経過している場合
 - (4) 第3第6号に規定する自動車で、使用の本拠の位置が基準緩和認定時に使用の本拠を有していた離島以外の位置に移った場合
- 4 地方運輸局長は、本要領に規定する業務を適切に実施するため、事業者監査、関係機関及び関係団体からの通報等を通じ、特に第7第2項及び第9第4項の規定に基づいて期限が付された自動車の運行状況の把握に努めるものとする。

附 則

(適用時期)

- 1 この要領は、平成9年10月1日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

(経過措置)

- 2 平成9年9月30日以前に申請があった基準緩和の認定については、なお従前の例による。

附 則(平成10年3月24日自技第48号)

(適用時期)

- 1 この要領は、平成10年4月1日から適用する。

6 第4項後段の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めるよう求めようとする者は、認定を受けた地方運輸局長に対し、第2号様式の基準緩和認定変更申請書を提出することができる。この場合において、第2号様式中変更事項及び変更事由については、「分割可能な貨物の輸送」を記載するものとする。また、第4、第5第3項及び第5項、第6第4項後段、第7第1項並びに第8第1項、第2項及び第3項の規定は、本項の申請について準用する。

- 6 基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラについて分割可能な貨物を輸送することに関し第11の審査を経て新たに基準緩和の認定を受ける場合、従前の基準緩和の認定は失効する。
- 7 前項の場合において、第9に準じた審査等を経て、単体物品を輸送することに関しても、併せて基準緩和の認定を受けることができる。この場合において、第6第4項の規定にかかわらず、基準車両総重量及び基準最大積載量は定められないものとする。

第14 行政処分等

- 1 地方運輸局長は、基準緩和の認定を受けた自動車が道路運送車両法に照らして適切な運行が行われていないと認められた場合、付された条件若しくは制限に違反して運行した場合又は基準緩和の認定の申請に当たって虚偽の申請を行った場合は、別途定めるところにより、その違反事項等に応じて文書勧告、文書警告又は基準緩和の認定の取消処分を行うものとする。
- 2 前項の規定は、第10第6項の規定により基準緩和の認定を受けたものとして取り扱う自動車について、準用するものとする。
- 3 基準緩和の認定を受けた自動車が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該自動車に係る基準緩和の認定は失効するものとする。
 - (1) 当該自動車の登録がまっ消された場合
 - (2) 当該自動車の使用の本拠の位置が基準緩和の認定を行った地方運輸局の管轄外となった場合
 - (3) 第8第1項又は第9第4項の規定により付された基準緩和の認定の期限を経過している場合
 - (4) 第3第6号に規定する自動車で、使用の本拠の位置が基準緩和認定時に使用の本拠を有していた離島以外の位置に移った場合
- 4 地方運輸局長は、本要領に規定する業務を適切に実施するため、事業者監査、関係機関及び関係団体からの通報等を通じ、特に第7第2項及び第9第4項の規定に基づいて期限が付された自動車の運行状況の把握に努めるものとする。

附 則

(適用時期)

- 1 この要領は、平成9年10月1日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

(経過措置)

- 2 平成9年9月30日以前に申請があった基準緩和の認定については、なお従前の例による。

附 則(平成10年3月24日自技第48号)

(適用時期)

- 1 この要領は、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成10年4月27日自技第80号）

（適用時期）

- 1 この要領は、平成10年6月1日以降に基準緩和の認定を受けた自動車について適用する。

附 則（平成11年9月28日自技第169号）

（適用時期）

- 1 この要領は、公布の日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

（経過措置）

- 2 平成11年9月30日以前に申請があった基準緩和の認定については、なお、従前の例によることができる。

附 則（平成14年6月21日 国自技第34号）

（適用時期）

- 1 この改正は、平成14年10月1日から適用する。ただし、第12第2項から第4項までの規定は平成15年10月1日から適用する。

附 則（平成14年7月25日 国自技第134号）

（適用時期）

- 1 この要領は、公布の日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則（平成15年5月9日 国自技第34号）

（適用時期）

- 1 この要領は、公布の日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則（平成15年9月16日 国自技第94号）

（適用時期）

- 1 この要領は、公布の日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則（平成15年9月29日 国自技第141号）

（適用時期）

- 1 この要領は、平成15年10月1日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則（平成16年4月8日 国自技第11号）

（適用時期）

- 1 この要領は、平成16年4月8日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。ただし、第10第5項及び第6項の改正規定は、平成16年7月1日から適用する。

附 則（平成10年4月27日自技第80号）

（適用時期）

- 1 この要領は、平成10年6月1日以降に基準緩和の認定を受けた自動車について適用する。

附 則（平成11年9月28日自技第169号）

（適用時期）

- 1 この要領は、公布の日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

（経過措置）

- 2 平成11年9月30日以前に申請があった基準緩和の認定については、なお、従前の例によることができる。

附 則（平成14年6月21日 国自技第34号）

（適用時期）

- 1 この改正は、平成14年10月1日から適用する。ただし、第12第2項から第4項までの規定は平成15年10月1日から適用する。

附 則（平成14年7月25日 国自技第134号）

（適用時期）

- 1 この要領は、公布の日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則（平成15年5月9日 国自技第34号）

（適用時期）

- 1 この要領は、公布の日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則（平成15年9月16日 国自技第94号）

（適用時期）

- 1 この要領は、公布の日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則（平成15年9月29日 国自技第141号）

（適用時期）

- 1 この要領は、平成15年10月1日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則（平成16年4月8日 国自技第11号）

（適用時期）

- 1 この要領は、平成16年4月8日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。ただし、第10第5項及び第6項の改正規定は、平成16年7月1日から適用する。

附 則（平成 16 年 1 1 月 9 日 国自技第 1 3 3 号）

（適用時期）

- 1 この要領は、公布の日から適用する。ただし、第 3 第 1 1 号に該当する自動車については、平成 16 年 1 2 月 1 日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

	第2節指定等以外の新車	細 93- 6																		
	第3節使用過程車	細 171- 6- 2																		
	第3節使用過程車	細 171- 6- 3				-	-	-	-	-	-	-	-							
	第3節使用過程車	細 171- 6- 6				-	-	-	-	-	-	-	-							
	第3節使用過程車 (同条第2項第2号、第4号及び第5号の基準に係る部分に限る。)	細 171- 6				-	-	-	-	-	-	-	-							
	第1節型式指定の新車	細 16-2-4								-	-	-	-	-	-	-	-			
	第2節指定等以外の新車	細 94- 2- 4																		
	第3節使用過程車	細 172- 2- 4																		
制動灯	第1節型式指定の新車	細 56- 2				-	-	-	-	-	-	-	-							
	第2節指定等以外の新車 (第47条第3項第4号の基準に係る部分に限る。)	細 134- 3- 4																		
	第3節使用過程車 (第76条第3項第4号の基準に係る部分に限る。)	細 212- 3- 4																		

(注) 第3第11号に基づく基準緩和申請については、同表によらず「青色回転灯の取付け位置、灯火の概ねの大きさ・形状が分かる程度の図面又は写真」、「取付ける青色回転灯の光度等がわかる資料等」、「誓約書」及び「警視總監又は道府県警察本部長が交付した証明書」とする。

備考

- は、提出を必要とする資料を示す。
- は、事業用自動車に限って提出を必要とする資料を示す。
- は、前回の申請時から変更があった場合に限り提出を必要とする資料を示す。
- は、別途定める標準改造要領によらない改造を行う場合に限り提出を必要とする資料を示す。
- * は、一括緩和申請の場合には、省略することができる資料を示す。
- は、連結自動車に該当する場合を示す。
- 「連結自動車の連結検討書」は、被けん引車の場合に限る。
- 「車両外観図」は、物品を積載した状態の記載を含む。
- 「その他地方運輸局長が必要と認めた書面」とは、強度検討書、委任状、基準緩和認定の取消処分を受けた日から6か月後及び1年後のそれぞれ直近の1か月間の輸送実績等をいう。
- 適用条項中の「告示」とは、「道路運送車両の保安基準第55条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示」(平成13年告示第1089号)をいう。
- 第8条第4項の添付資料中、計算書及び緩和部分詳細図は最高速度計算書又は自動車製作者等の発行する最高速度証明書とする。ただし、離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあってはこれを要しない。
- 保安基準第55条第1項に規定する大臣が定める告示欄中の「保安基準等の条項」とは「道路運送車両の保安基準」(昭和26年7月28日運輸省令第67号)及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年7月15日国土交通省告示第619号)の条項をいう。
- 「第1節型式指定の新車」とは、「第1節指定自動車等であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目」をいう。
- 「第2節指定等以外の新車」とは、「第2節指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目」をいう。
- 「第3節使用過程車」とは、「第3節 使用の過程にある自動車の保安基準の細目」をいう。
- 「新規緩和」とは基準緩和の申請において「継続緩和」以外のものをいう。
- 継続緩和の申請において、車両総重量・軸重以外に適用する緩和項目がある自動車の提出資料は、車両総重量欄の「継続緩和」に掲げるものとしてすることができる。

	第2節指定等以外の新車	細 93- 6																		
	第3節使用過程車	細 171- 6- 2																		
	第3節使用過程車	細 171- 6- 3				-	-	-	-	-	-	-	-							
	第3節使用過程車	細 171- 6- 6				-	-	-	-	-	-	-	-							
	第3節使用過程車 (同条第2項第2号、第4号及び第5号の基準に係る部分に限る。)	細 171- 6				-	-	-	-	-	-	-	-							
	第1節型式指定の新車	細 16-2-4								-	-	-	-	-	-	-	-			
	第2節指定等以外の新車	細 94- 2- 4																		
	第3節使用過程車	細 172- 2- 4																		
制動灯	第1節型式指定の新車	細 56- 2				-	-	-	-	-	-	-	-							
	第2節指定等以外の新車 (第47条第3項第4号の基準に係る部分に限る。)	細 134- 3- 4																		
	第3節使用過程車 (第76条第3項第4号の基準に係る部分に限る。)	細 212- 3- 4																		

備考

- は、提出を必要とする資料を示す。
- は、事業用自動車に限って提出を必要とする資料を示す。
- は、前回の申請時から変更があった場合に限り提出を必要とする資料を示す。
- は、別途定める標準改造要領によらない改造を行う場合に限り提出を必要とする資料を示す。
- * は、一括緩和申請の場合には、省略することができる資料を示す。
- は、連結自動車に該当する場合を示す。
- 「連結自動車の連結検討書」は、被けん引車の場合に限る。
- 「車両外観図」は、物品を積載した状態の記載を含む。
- 「その他地方運輸局長が必要と認めた書面」とは、強度検討書、委任状、基準緩和認定の取消処分を受けた日から6か月後及び1年後のそれぞれ直近の1か月間の輸送実績等をいう。
- 適用条項中の「告示」とは、「道路運送車両の保安基準第55条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示」(平成13年告示第1089号)をいう。
- 第8条第4項の添付資料中、計算書及び緩和部分詳細図は最高速度計算書又は自動車製作者等の発行する最高速度証明書とする。ただし、離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあってはこれを要しない。
- 保安基準第55条第1項に規定する大臣が定める告示欄中の「保安基準等の条項」とは「道路運送車両の保安基準」(昭和26年7月28日運輸省令第67号)及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年7月15日国土交通省告示第619号)の条項をいう。
- 「第1節型式指定の新車」とは、「第1節指定自動車等であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目」をいう。
- 「第2節指定等以外の新車」とは、「第2節指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目」をいう。
- 「第3節使用過程車」とは、「第3節 使用の過程にある自動車の保安基準の細目」をいう。
- 「新規緩和」とは基準緩和の申請において「継続緩和」以外のものをいう。
- 継続緩和の申請において、車両総重量・軸重以外に適用する緩和項目がある自動車の提出資料は、車両総重量欄の「継続緩和」に掲げるものとしてすることができる。

改正後

別表第3 略

別表第4 保安上及び公害防止上の制限（第10関係） 略

現 行

別紙第3 略

別表第4 保安上及び公害防止上の制限（第10関係） 略